

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	12 件

関東（埼玉）国民年金 事案 5382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私は、A市役所職員から「今なら昔の国民年金保険料を納付できます。」と言われたので、市役所に行き国民年金の加入手続を行い、提示された夫婦二人分の過去の保険料を納付した。その後、町内会役員の方が毎月定期的に自宅に集金に来たため、保険料を納付した。納付すべき期間は全て納付しているはずであるにもかかわらず、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年10月頃に払い出されたと推認され、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、第2回特例納付実施期間（49年1月1日から50年12月31日まで）中の同年12月26日に、36年4月から47年12月までの保険料を、当該特例納付により一括納付（12万6,900円）していることが確認できるところ、当該一括納付済期間のうち36年9月から37年7月までの期間については、本来国民年金に加入できない厚生年金保険の被保険者期間であることが判明したため、重複期間に係る特例納付した保険料は平成3年8月14日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、当該還付された期間の合計11か月分の保険料のうち、3か月分の保険料については、国民年金の強制加入期間であり、かつ、

第2回特例納付の対象期間である昭和48年1月から同年3月までの保険料として納付されたものと考えるのが相当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までは、第2回特例納付の納付対象期間（36年4月から48年3月まで）外である上、上記特例納付時点（50年12月26日）では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記納付時点で、昭和48年10月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるところ、申立人の納付記録は、第2回特例納付実施期間終了後の51年3月31日に、夫婦共に昭和50年度の保険料を一括で現年度納付していることが確認できる上、申立人は、特例納付した時期については、「夏頃だった。」とし、「一括納付した保険料については夫婦二人分で10万円から30万円ぐらいだった。」と申述しており、納付の時期及び納付額の記憶が明確でなく、前述した特例納付済みの期間の保険料と一緒に今回の申立期間の保険料も納付したとまで推認することはできない。

さらに、当委員会において国民年金手帳記号番号払出簿検索システム等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の夫は、A 市役所職員から「今なら昔の国民年金保険料を納付できます。」と言われたので、市役所に行き国民年金の加入手続を行い、提示された夫婦二人分の過去の保険料を納付した。その後、町内会役員の方が毎月定期的に自宅に集金に来たため、保険料を納付した。夫が全て納付してくれたにもかかわらず、私だけ未納期間が多く記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 10 月頃に払い出されたと推認され、A 市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、第 2 回特例納付実施期間（49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで実施）中の同年 12 月 26 日に、36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料を、当該特例納付により一括納付（3 万 2,400 円）していることが確認できるところ、当該一括納付済期間のうち 36 年 4 月から同年 9 月までの期間については、本来国民年金に加入できない厚生年金保険の被保険者期間（脱退手当金支給済み）であることが判明したため、重複期間に係る特例納付した保険料は平成 17 年 1 月 24 日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、当該還付された期間の保険料については、国民年金の強制加入期間であり、かつ、第 2 回特例納付対象期間である昭和 39 年

4月から同年9月までの保険料として納付されたものと考えるのが相当である。

- 2 一方、申立期間のうち昭和48年4月から同年9月までは、第2回特例納付の納付対象期間（36年4月から48年3月まで）外である上、上記特例納付時点（50年12月26日）では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記納付時点で、昭和39年10月から48年3月までの国民年金保険料は、第2回特例納付により納付可能であり、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるところ、保険料を納付したとするその夫は、一括納付した保険料は夫婦二人分で10万円から30万円くらいと申述しており、納付の時期及び納付額の記憶が明確でなく、前述した特例納付済みの期間の保険料と一緒に今回の申立期間の保険料も一緒に納付したとまで推認することはできない。

さらに、当委員会において国民年金手帳記号番号払出簿検索システム等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年4月から8年9月までの期間を32万円に、同年10月から9年4月までの期間を30万円に、同年5月から10年10月までの期間を32万円に、同年11月から11年1月までの期間を50万円に、同年2月から15年3月までの期間を44万円に、同年4月から20年8月までの期間を47万円に、同年9月から21年11月までの期間を41万円に、同年12月及び22年1月を32万円に、同年2月を30万円に、同年3月及び同年4月を26万円に、同年5月から同年8月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月11日から22年12月21日まで
国（厚生労働省）の記録では平成5年6月11日から22年12月21日までの期間、A社において厚生年金保険の被保険者記録があるが、私はその当時B社に勤務していた。確かに健康保険証の記録ではA社ということになっているようであるが、余り気にしてはいなかった。しかし、当該期間の標準報酬月額が実際の給与よりも低い記録となっていることが分かった。保険料控除の事実が確認できる給料明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年4月1日から22年9月1日までの期間で、給与明細書又は賃金台帳がある期間に係る標準報酬月額については、給与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、7年6月、同年7月、同年10月、同年12月から8年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は32万円に、同年10月から同年12月までの期間及び9年2月から同年4月までの期間は30万円に、同年5月、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月及び10年2月から同年10月までの期間は32万円に、同年11月から11年1月までの期間は50万円に、同年2月から同年4月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、12年2月、同年4月、同年6月、同年8月から13年1月までの期間、13年3月から同年7月までの期間及び同年9月から14年12月までの期間は44万円に、18年1月から20年8月までの期間は47万円に、同年9月から21年11月までの期間は41万円に、同年12月及び22年1月は32万円に、同年2月は30万円に、同年3月及び同年4月は26万円に、同年5月から同年8月までの期間は28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から22年9月1日までの期間で、給与明細書又は賃金台帳が無い期間に係る標準報酬月額については、申立人の給与振込額が、各々の前後の期間の給与明細書又は賃金台帳で確認できる差引支給額と一致しており、それぞれの期間についても申立人の給与から同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、7年4月、同年5月、同年8月、同年9月、同年11月、8年5月及び同年6月は32万円に、9年1月は30万円に、同年6月、同年7月、同年10月及び10年1月は32万円に、11年5月、同年6月、12年1月、同年3月、同年5月、同年7月、13年2月、同年8月及び15年1月から同年3月までの期間は44万円に、同年4月から17年12月までの期間は47万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はオンライン記録どおりの届出を行ったとしているところ、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所（当時）又は年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成22年9月1日から同年12月21日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりオンライン記録で確認できる標準報酬月額が高額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、平成5年6月11日から7年4月1日までの期間については、事業主は、関連資料が無いため不明としており、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されていた等の不適切な事務処理が行われていた形跡は無いことが確認できる。

さらに、当該期間の給与振込額が確認できる資料は無いほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 47 万円、申立期間②は 50 万円、申立期間③は 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 16 年 12 月 28 日
③ 平成 18 年 12 月 29 日

A 社に勤務していた時に支給された申立期間①から③までの 3 回の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「資料は何も残っていないが、当時、申立人を含む正社員に対し年 2 回の賞与を毎年現金で支給していた。申立人に申立期間①から③までの賞与を支給し賞与から保険料を控除したが、届出を忘れたため保険料を納付していないと思われる。」と回答している。

また、B 町から提供された申立人の平成 15 年、16 年及び 18 年の住民税決定証明書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、同僚の申立期間①から③までの賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、上記住民税決定証明書及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料額から申立期間①は 47 万円、申立期間②は 50 万円、申立期間③は 23 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は37万円、申立期間②は35万円、申立期間③は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 16 年 12 月 28 日
③ 平成 18 年 12 月 29 日

A社に勤務していた時に支給された申立期間①から③までの3回の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「資料は何も残っていないが、当時、申立人を含む正社員に対し年2回の賞与を毎年現金で支給していた。申立人に申立期間①から③までの賞与を支給し賞与から保険料を控除したが、届出を忘れたため保険料を納付していないと思われる。」と回答している。

また、B町から提供された申立人の平成15年、16年及び18年の住民税課税資料に記載された各々の社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、同僚の申立期間①から③までの賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、上記住民税課税資料及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料額から申立期間①は37万円、申立期間②は35万円、申立期間③は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を9万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同期入社で同性同年齢であった同僚を含む複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された預金通帳の口座の履歴で確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月23日

私がA社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、平成15年7月の標準賞与額の記録が無い。同年12月及び16年7月の賞与については、賞与支給明細書を所持していたため年金事務所で記録回復が認められたが、15年7月の賞与からも厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された当該事業所発行の平成15年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主に

より賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された預金通帳の口座の履歴で確認できる賞与振込額及び源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、27万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は10万7,000円、申立期間④は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日

私がA社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、申立人から提出された預金通帳及び取引明細表の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された「平成 16 年度（平成 15 年中所得）市民税・県民税特別徴収税額の通知書」並びにB市から提供された申立人の平成 15 年分及び 16 年分給与所得照会に係る「回答書」により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間②から④までに係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されてい

ることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額については、申立人から提出された上記の口座の履歴で確認できる賞与振込額、申立人から提出された特別徴収税額の通知書及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は10万7,000円、申立期間④は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、口座の履歴などにより、賞与の支給が確認できない上、経理及び社会保険事務担当者は、全員に賞与を支給しているわけではない旨、回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案8346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和30年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月25日から同年5月25日まで

A社C営業所から同社B営業所へ転勤した際の、昭和30年4月25日から同年5月25日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。同一企業内の転勤であって、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B営業所において、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人は当該期間に同社B営業所で勤務していた旨供述していることから、昭和30年4月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における昭和30年5月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年8月及び同年9月を32万円、同年10月及び同年11月を30万円、同年12月から14年7月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年8月1日まで
年金事務所から送られてきた書類を見たら、A社に勤務していた期間のうち、平成13年8月から14年7月までの標準報酬月額が、当時の月収より低いことに気が付いた。入社から退社までB事業所の管理運営に従事しており、退職するまで同じ給与であった記憶がある。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間については申立人が所持する平成13年12月分の給与支給明細書及びA社から提出された13年分及び14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人が申立期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 13 年 8 月及び同年 9 月を 32 万円、同年 10 月及び同年 11 月を 30 万円、同年 12 月から 14 年 7 月までを 32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
私は、昭和42年の秋頃、A社からB社へ異動になった。グループ会社への異動であり、1日も空くことなく勤務していた。給与も定額が振り込まれていた記憶があるので、保険料も控除されているはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社からB社に昭和42年10月1日に異動した同僚が、申立人も一緒に異動したと供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と

誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店D出張所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月17日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、申立期間に同社E支店から同社C支店D出張所に異動し、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴証明書、申立人が保管する給与計算書及び雇用保険の記録から、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和35年11月17日に同社E支店から同社C支店D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店D出張所における昭和35年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①から④までは150万円、申立期間⑤は88万円、申立期間⑥は86万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月30日
③ 平成16年7月30日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月25日
⑦ 平成19年7月
⑧ 平成19年12月

A社に勤務していた申立期間の賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B市発行の市県民税所得証明書により、申立人が申立期間①から⑥までにおいて賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑥までにおける標準賞与額については、上述の市県民税所得証明書の記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から④までは150万円、申立期間⑤は88万円、申立期間⑥は86万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑥までに係る保険料の納付義

務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間⑦及び⑧については、事業所から提出された申立人に係る平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB市から提出された申立人に係る平成 20 年度市民税・県民税所得証明書からは、当該期間に係る賞与からの厚生年金保険料の控除があったことはいかなる資料からも認められない。

このほか、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月4日に、資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月4日から同年2月1日まで
② 昭和43年3月1日から同年3月15日まで

申立期間①は、A社で、申立期間②はB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された昭和43年1月分給料支払明細書及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが必要である。

一方、A社に係る事業所番号等牽引簿によると、同社は、申立期間①前の昭和42年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社の法人登記の記録は確認できないものの、雇用保険の被保険者記録において当該期間に6人の従業員が確認できる上、複数の同僚が当該期間も同社に勤務していた旨の供述をしていることから、同社は、当該期間に、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された昭和43年3月分給料支払明細書及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が当該期間において、B社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しており確認することができないものの、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 8359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

A社において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行の預金通帳の写し及び申立人に係るC厚生年金基金の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚が、所持する賞与明細書により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の厚生年金基金の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続に誤りがあったこと及び当該厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出をしておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）国民年金 事案 5384

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年3月まで

昭和47年1月頃、妻が私の国民年金の加入手続をA町役場で行ったと思う。申立期間に係る国民年金保険料は、妻が妻自身の保険料と一緒に納付していた。妻の保険料は納付されているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月頃に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、その妻が妻自身の保険料と一緒に納付していたとしているが、その妻から申立人の国民年金の加入手続及びその時期について具体的な証言は得られず、その妻は、申立期間に係る保険料は、自治会の集金により納付していたと申述するのみで、保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年1月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間のうち47年1月から50年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から52年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、その妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラ

インの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私は、平成 11 年 3 月に会社を退職したので、私の妻が A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）又は同市 D 出張所（現在は、B 市 E 区役所）で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、平成 11 年分の所得税の確定申告書と同年の給与所得の源泉徴収票を提出するので確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 3 月に会社を退職し、その妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しているので同年分の所得税の確定申告書と同年の給与所得の源泉徴収票の内容を確認の上、記録を訂正してほしいとしている。

しかしながら、申立人が申立期間後に就職した F 社の「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」の摘要欄には「国民年金保険料」の記載は見当たらず、「平成 11 年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄には「4,160」の記載があるものの、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料には大きく及ばない上、申立人は記載された社会保険料控除額の詳細については覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が提出した上記の「確定申告書」は、税務署の受付印は無い上、平成 11 年 3 月に退職した会社の所得金額のみ記載され、氏名欄、同年 4 月 5 日に再就職した会社の所得金額及び両社の社会保険料の控除額の記載も無いなど、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料とは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金の加入は、平成15年8月26日に作成された「未加入期間国年適用勧奨一覧（2回目）」に基づき、同年9月22日に9年2月1日に遡って新規取得処理が行われており、当該処理日である15年9月22日まで申立期間は未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、当該処理日時点では、時効により保険料は納付できない期間である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す別の関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私の夫は、平成 11 年 3 月に会社を退職したので、私が A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）又は同市 D 出張所（現在は、B 市 E 区役所）で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、夫が申告した平成 11 年分の所得税の確定申告書と同年の夫の給与所得の源泉徴収票を提出するので確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が平成 11 年 3 月に会社を退職したので、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を納付したとして、その夫の同年分の所得税の確定申告書と同年の給与所得の源泉徴収票の内容を確認の上、記録を訂正してほしいとしている。

しかしながら、その夫が申立期間後に就職した F 社の「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」の摘要欄には「国民年金保険料」の記載は見当たらず、当該「平成 11 年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄には「4,160」の記載があるものの、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料には大きく及ばない上、その夫は記載された社会保険料控除額の詳細については覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、上記「確定申告書」は、税務署の受付印は無い上、夫が平成 11 年 3 月に退職した会社の所得金額のみ記載され、氏名欄、同年 4 月 5 日に再就職した夫の会社の所得金額及び両社の社会保険料の控除額の記載も無いなど、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料とは考え難い。

さらに、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと申述しているところ、夫のオンライン記録によると、その夫の国民年金の加入手続は、平成 15 年 9 月頃行われており、申立期間当時は未加入期間のため保険料を納付できない期間である上、申立人のオンライン記録によると、申立期間は 13 年 4 月 23 日に 11 年 3 月 27 日に遡って第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更処理されたことにより未納期間となったものであり、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付により納付できる期間であるものの、申立人は、「夫婦二人分の保険料を納付しており、自分の分の保険料だけを納付した記憶は無い。」としていることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す別の関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5387

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私の国民年金保険料は、学生の間、親が納付していた。平成5年4月から就職し厚生年金保険に加入したが、同年同月の国民年金保険料も納付してしまった。その後、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書が送付され国民年金保険料還付請求書を提出したが、国庫金送金通知書が届いていなかったと思われ還付金を受け取っていないまま現在に至っているため、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所から国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書が送付され国民年金保険料還付請求書を提出したが、国庫金送金通知書が届いていなかったと思われ還付金を受け取っていないまま現在に至っているため、申立期間の保険料を還付してほしい。」と申述している。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間の還付決議が平成5年8月18日に行われ、6年5月30日にA郵便局に還付金の送金処理がされた記録となっており、この点に不自然さは見当たらず、申立人から提出された国民年金保険料還付請求書に基づき還付処理がされたものと推認される上、国庫金送金通知書の送付状況についてB年金事務所に照会したところ、「オンライン記録に『支払種別 送金支払』、『金融機関名 A』、『作成年月日・支払予定年月日 平6. 5. 30』との記録があるので、その日にA郵便局に還付金を送金し、申立人に国庫金送金通知書を送付している。」と回答していることから、申立人の住所に国庫金送金通知書が送付されていたと考えられ、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年12月まで
私の国民年金の加入については、当時同居していた兄が昭和51年1月頃に手続をしてくれた。
申立期間の国民年金保険料は、加入が遅れたため、私が20歳の時まで遡って、全てまとめて地域の納付組合による集金で納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入については、当時同居していた兄が昭和51年1月頃に手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、加入が遅れたため、私が20歳の時まで遡って、全てまとめて地域の納付組合による集金で納付した。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、まとめて納付したとする保険料額に関する記憶が無いことから、保険料納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、平成25年度から地区の納付組織の班長となったことから、昔の資料を整理していたところ、国民年金保険料納入状況と記載されたカードが出てきた。その中には私の分もあり、申立期間の保険料が納付されていることが確認できるので、未加入期間となっている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成25年度から地区の納付組織の班長となったことから、昔の資料を整理していたところ、国民年金保険料納入状況と記載されたカードが出てきた。その中には私の分もあり、申立期間の保険料が納付されていることが確認できる。」と申述しているところ、当該カードには、昭和36年4月頃に払い出され、平成22年6月2日に申立人の基礎年金番号に統合された国民年金手帳記号番号*の*の記載が見られる上、申立人の旧姓、生年月日及び当時の月額保険料の額の記載に誤りは無く、昭和38年度の全ての欄に集金人のものと思われる印が押されている。

また、国民年金保険料納入状況と記載されたカードについて、A市に照会したところ、同市は、「A市で作成し、納付組織に配布したものと思われる。納付組織の集金人が国民年金保険料を集金したことを示す書類だと思われる。」と回答していることから、当該カードは当時作成され、申立期間の納付を裏付ける資料と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間は、申立人はB共済組合の組合員であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの期間及び同年5月から16年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月から15年3月まで
② 平成15年5月から16年1月まで

平成15年5月頃に、店に来た社会保険事務所（当時）の職員から年金がもらえるようになると説明されたので、私が夫婦の国民年金の加入手続を行った。その際に、過去2年分の国民年金保険料を納付することができるの話があったので、私が過去2年分とその年の15年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料70数万円を現金で、その職員に納付した。その後は、毎月その職員が来て、私が保険料を納付していたが、ある時期からは銀行振込みで納付している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月頃に、社会保険事務所の職員から年金がもらえるようになると説明されたので、夫婦の国民年金の加入手続を行い、過去2年分とその年の15年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料70数万円を現金でその職員に納付したと申述しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は17年5月26日に付番されており、当該付番時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる上、申立期間②は14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進め

られ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の基礎年金番号の付番及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの期間及び同年5月から16年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成13年4月から15年3月まで
②平成15年5月から16年2月まで

平成15年5月頃に、店に来た社会保険事務所（当時）の職員から年金がもらえるようになると説明されたので、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った。その際に、過去2年分の国民年金保険料を納付することができるの話があったので、妻が過去2年分とその年の15年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料70数万円を現金で、その職員に納付した。その後は、毎月その職員が来て、妻が保険料を納付していたが、ある時期からは銀行振込みで納付している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月頃に、社会保険事務所の職員から年金がもらえるようになると説明されたので、その妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、過去2年分とその年の15年4月から同年6月までの夫婦二人分の保険料70数万円を現金でその職員に納付したと申述しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は申立人が厚生年金保険に加入中の11年1月4日に付番されているものの、国民年金の被保険者資格取得日（同年5月21日）の処理が17年5月27日に行われていることから、同年5月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降

の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる上、申立期間②は 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の基礎年金番号の付番及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 40 年 4 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間、43 年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 7 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 43 年 1 月から同年 4 月まで
④ 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで

昭和 37 年頃に事務服を着た女性が自宅に来て「国民年金に入っていると老後が良い。」と言ったので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付して納付書に領収印を押してもらった。その後も母か私が郵便局やA市役所で保険料を現金で納付していたので、申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年頃に事務服を着た女性が自宅に来て「国民年金に入っていると老後が良い。」と言ったので、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、その後も申立人かその母が郵便局やA市役所で保険料を現金で納付していたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 52 年 1 月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和 52 年 1 月 7 日」、「被保険者の種別」は「任」と記載されている上、B市の国民

年金被保険者名簿においても、資格取得日は「52.1.7」、種別は「任」となっているほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人又はその母が申立期間の保険料を納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの期間、5年10月から7年3月までの期間及び8年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年3月まで
② 平成5年10月から7年3月まで
③ 平成8年4月から11年3月まで

申立期間①については、平成3年頃、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間②及び③については、平成11年2月又は同年3月頃、私がA市役所窓口で未納分の国民年金保険料を全て、合計で50万円くらいを納付した。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成3年頃、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず

ない。

申立期間②及び③については、申立人は、平成 11 年 2 月又は同年 3 月頃、A 市役所窓口で未納の国民年金保険料を全て、合計で 50 万円くらいを納付したと申述しているが、その時点において保険料納付が可能な期間は、9 年 1 月から 11 年 3 月までの期間（又は 9 年 2 月から 11 年 3 月までの期間）であり、納付した場合の保険料額は、35 万 100 円（又は 33 万 7,800 円）となり、申立人が納付したとする保険料額 50 万円くらいとは乖離^{かいり}している。

また、オンライン記録及び A 市の「国民年金台帳基本照会画面（写し）」によると、申立人は、平成 10 年 12 月に同市から B 区に転出し、12 年 3 月に再度 A 市に転入していることが確認できることから、申立人が、保険料を納付したとする 11 年 2 月又は同年 3 月頃には B 区に居住しており、A 市で国民年金保険料を納付したとする申述と相違する。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 11 月まで

私は、35 歳までに国民年金に加入しないと将来年金がもらえないと言われ、はっきりした記憶は無いが、昭和 57 年 4 月頃、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「35 歳までに国民年金に加入しないと将来年金がもらえないと言われ、はっきりした記憶は無いが、昭和 57 年 4 月頃、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59 年 12 月頃に払い出されたと推認され、申立人は同年同月 3 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得している記録となっていることが、申立人の所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿でそれぞれ確認できることから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）国民年金 事案 5395

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は昭和41年頃、A市役所B連絡所で36年4月から42年3月までの国民年金保険料として12万円を一括で納付して36年4月1日からの国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金手帳の交付を受けた。その後、42年4月から46年3月までの期間の保険料は、B連絡所に毎月納付書で納付した。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年12月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に加入手続が行われたと考えられ、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、「昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料として12万円を一括で納付した。」と申述していることから、特例納付について検証したところ、前述の払出時期は、第1回特例納付実施期間内であるが、申立人が一括納付したとする36年4月から42年3月までの期間の特例納付保険料額並びに払出時点で納付が可能な36年4月から47年3月までの特例納付、過年度納付及び現年度納付保険料額の合計は、いずれも申立人が記憶する保険料額12万円とは大きく相違している。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年12月まで

私は昭和52年に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間も継続して国民年金保険料を納付しており、57年7月に任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無く、申立期間が未加入となっていることに納付できない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと申述しているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の被保険者の種別欄に「任意」、被保険者でなくなった日の欄に「昭和57年7月3日」「A市」のゴム印が押されており、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても同日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失した記録が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 1 日及び同年 8 月 2 日

A社（現在は、B社）に勤務していたときの「平成 17 年夏に支払われた賞与」に係る標準賞与額の記録が無い。預金通帳によると、平成 17 年 8 月 1 日及び同年 8 月 2 日に振込みがあり、これらの合計額の一部が「平成 17 年夏に支払われた賞与」であり、残額が同年 7 月末日に支払われた給与だと思う。申立期間に賞与の支払があったことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、預金通帳によると、A社から平成 17 年 8 月 1 日及び同年 8 月 2 日に振込みがあり、これらの合計額の一部が「平成 17 年夏に支払われた賞与」であるとしているが、B社は、申立てに係る関係資料は保存しておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、これらの合計額から、賞与の振込金額を確認することができない。

また、同通帳によると、平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく振込金額以外のA社からの振込金額は全て、毎月、月末の最終営業日に振り込まれており、当該日と当該日の翌営業日にわたって振り込まれている月もあるところ、17 年 6 月 30 日の振込み以降、同年 8 月 31 日の振込みまで、申立期間以外の振込金額が確認できない上、当該期間における振込金額の合計額が、同年 6 月 30 日及び同年 8 月 31 日の振込金額と近似することから、申立期間に支払われた金額は、同年 7 月末日に支払われるべき給

与であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8337（栃木厚生年金事案 197 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 1 日から 56 年 3 月 23 日まで
② 昭和 56 年 5 月 9 日から 58 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 11 月 1 日から 63 年 11 月 3 日まで

申立期間①のうち、昭和 55 年 11 月 13 日から 56 年 3 月 22 日までの期間について、A社で雇用保険に加入していたことが今回新たに確認できた。雇用保険に加入していたから、厚生年金保険にも加入していたはずだ。ただし、同社に勤務していたのはもっと長く、54 年 7 月 1 日からであった。再度調査をして、申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②について、B社の申立内容についての新たな資料等はないが、自分を含め一部の従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことに納得がいかない。その理由を明確にしてほしい。事業主と自分と第三者委員会での話し合いを希望する。

申立期間③のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間について、C社で雇用保険に加入していたことが確認できたが、自分の記憶では、59 年 11 月頃から勤務していた。厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 49 年 7 月から 52 年頃までの期間について、A社に勤務していたとして申し立てていたものの、A社は 57 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は当時の資料は残存しないとしていること、及び当該期間の厚生年金

保険料の控除が確認できないこと、申立期間②については、申立人は54年頃から57年頃までの期間について、B社に勤務していたとして申し立てていたものの、57年1月から58年3月までの賃金台帳により申立人の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、これ以前の賃金台帳は残存しないこと、及び同社の事業主は必ずしも従業員全員を加入させていなかったと供述していることなどを理由として、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、申立人は、新たに雇用保険の加入記録が確認できたことから、申立期間を昭和54年7月1日から56年3月23日までの期間に変更して再度の申立てを行っているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立期間①のうち、55年11月13日から56年3月22日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料が無く、届出、保険料の納付及び給与からの保険料控除については不明である。社会保険の適用については、試用期間経過後に社会保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人が勤務していたことを記憶する複数の同僚は、「入社してすぐには社会保険に加入できなかったと思う。試用期間が3か月から6か月くらいあった。」と供述しており、そのうちの一人は「申立人が勤務していたのは半年くらいだったと思う。」と供述している。

申立期間②について、今回、申立人は、自分を含め一部の従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことに納得がいかないとして、申立期間を昭和56年5月9日から58年3月1日までの期間に変更して再度の申立てを行っているところ、雇用保険の加入記録により、申立期間②のうち56年5月9日から58年2月28日までの期間について、申立人がB社に勤務していたことが確認できるものの、新たな資料の提出は無く、上記賃金台帳により、申立人と同様に厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる従業員については、所在が不明なため、社会保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、事業主が社会保険を適用せず、厚生年金保険料を給与から控除しなかったことに納得がいかないと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、申立期間当時の給与から保険料が控除されていることが前提であることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いない期間は特例法のあっせん対象にはならない。

また、当委員会は事業主の厚生年金保険の適用等の是非について調査・審議及び指導する組織ではない。

このほか、申立期間①及び②について、年金記録確認栃木地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、当該期間のうち昭和 63 年 4 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間について、申立人が C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 2 月 1 日であり、申立期間③は適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、事業主は、「当時の資料が無く、届出、保険料の納付及び給与からの保険料控除については不明であるが、申立期間③のうち昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月までの期間は、自分は他の会社に勤務しており、同年 4 月からは個人事業主として D 業を営んでいた。その後、63 年 4 月に C 社を設立した。時期ははっきり覚えていないが申立人が E 店に勤務していた当時に知り合い、会社で雇ってくれと頼まれて採用したが、アルバイトだったと思う。」と回答しているところ、オンライン記録により、事業主は、申立期間③のうち、昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 26 日までの期間において、他の事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、商業登記簿謄本により、C 社が設立されたのは 63 年 4 月 5 日であることが確認できる。

このほか、申立期間③について、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年1月8日まで
② 昭和21年8月1日から23年3月1日まで

母親の友人の紹介で昭和20年10月にA社B工場に就職し、C製造に係る業務に従事した。その後、21年8月から叔父の紹介でD町役場（現在は、E町役場）に就職し、市町村間の連絡業務を担当した。ところが、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無い。当該期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B工場は昭和54年4月21日に適用事業所ではなくなっており、承継事業所であるF社の事業主は、「申立期間①当時の資料が無く、申立人の申立てどおりの届出、保険料の納付、保険料控除及び社会保険の適用については不明である。」と回答している。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①当時に被保険者記録があり、連絡可能な同僚二人に照会したが、いずれの同僚も申立人を記憶しておらず、当時の社会保険の適用等については不明と回答しており、申立人の勤務実態、保険料控除及び社会保険の適用について確認することができない。

さらに、A社B工場の被保険者名簿において、申立人と同じ昭和21年1月8日に資格を取得している同僚のうち、オンライン記録が確認できる7人の資格取得日は同日と記録されており、被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A社B工場における申立人の資格取得日は、昭和21年1月8日と記録されており、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票における申立人の資格取得日の記録と一致している。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶する事業主の氏名についてE町役場に照会したところ、「保管する町吏員名簿に掲載された記録から、その氏名は当時の町長であり事業主であった。」と回答があったことから、期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、E町役場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月17日であり、申立期間②は適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、E町役場では、「申立期間②当時の資料が無く、申立人の勤務実態、申立てどおりの届出、保険料の納付、保険料控除及び社会保険の適用については不明である。」と回答している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
A 県 B 市 C 地区*にあった D 社（事業主は、E 氏）に申立期間勤務し、F 製作に携わったが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 県 B 市 C 地区*にあった D 社に勤務していたと申述しているところ、国立国会図書館本館所蔵の「昭和 45 年版 A 県職業別電話番号簿 下」に「G 事業所 B、C 地区*」及び「昭和 44 年版 A 県 50 音別電話番号簿 上」に「H 氏（F） B、C 地区*」の記載が確認できる上、申立人は、仕事の内容を具体的に覚えていることから、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンラインによる事業所検索及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿には、事業所所在地において、該当する事業所名は見当たらない。

また、A 法務局 I 部法人登記部門から提供された旧見出簿によると、類似商号の「J 事業所」が昭和 49 年 8 月 12 日に B 市から K 市に移転したことが確認できることから、「J 事業所」の登記簿謄本を請求したところ、「J 事業所」は 33 年 9 月*日に会社成立した J 社であることが確認でき、J 社は 49 年 7 月 24 日に A 県 B 市 C 地区から K 市 L 地区*に本店移転し、H 氏が代表取締役役に就任していることから、J 社は G 事業所から商号変更した事業所であることが推認できる。

さらに、上記登記簿謄本により、J 社は、昭和 59 年 7 月 31 日に解散していることが確認できるが、オンラインによる事業所検索及び健康保険厚

生年金保険適用事業所名簿には、事業所所在地において、該当する事業所名は見当たらない。

加えて、上記登記簿謄本に記載された事業主の住所に、J社及びG事業所について照会の文書を郵送したものの、宛先不明により回答を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、申立期間当時は国民年金に加入し、昭和36年4月から同年9月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8342（関東厚生年金事案 7956 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月まで

申立期間、A地区のB事業所地下にあったお店「C事業所」に勤務し、D業務に従事した。給与から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことの旨を申し立てたが、前回、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。今回、社長及び同僚の名前を思い出したので再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、i) オンライン記録の検索及び厚生年金保険適用事業所名簿には該当する事業所は見当たらないこと、ii) B事業所を所有及び管理しているE社は、「テナント解約後 10 年を経過すると契約書を処分するので、昭和 40 年代のテナントについては分からない。」と回答していること、iii) 申立人は、「C事業所」の事業主及び同僚の名前も記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 25 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、事業主及び同僚の名前を思い出したとして、再度の申立てを行っているが、申立人が供述しているのは事業主及び同僚の姓のみであり、氏名及び生年月日を記憶しておらず、事業主及び同僚が特定できないことから、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社に申立期間当時のテナントに関する関係資料等を保存してい

るか照会したが「関係資料等が無いため不明。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月頃から 41 年 11 月頃まで

私は、昭和 29 年 11 月頃から 41 年 11 月頃までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び昭和 36 年 7 月*日付けでB労働基準監督署長から発行されたA社を所属とする申立人に係る表彰状の記載から、期間の特定はできないものの、申立人が同社でC業務として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険への加入について、「人事資料の保管年数が過ぎ、記録は存在しない上、当時を知る関係者も在籍していないため不明である。」と述べており、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚がA社における申立期間当時の厚生年金保険への加入について、「正社員については、厚生年金保険に加入していたが、同社に勤務していた全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と述べており、同社では正社員でない者については厚生年金保険に加入させない扱いをしていたことがうかがえるところ、上記同僚のうち一人は、「C職、D業務等は、正社員ではなかった。」と述べているとともに、他の同僚は、「申立人が所属していたE部は 20 人ぐらいいたが、そのうち正社

員は5人ぐらいだった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間、A社に勤務していたが、入社した 60 年 6 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の「厚生年金保険の記録（1）」欄に、自身の記憶に基づき記載したA社における資格記録から、昭和 60 年 6 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間、同社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人は、昭和 62 年 7 月 1 日にショートパートとして採用され、同年 10 月 1 日からフルパートに変更後、63 年 9 月 30 日に退職した。厚生年金保険の加入期間は、フルパートとして勤務した 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間である。」と述べているところ、事業主が提出した「パートタイマー及び派遣準備社員一覧表」に記載されている申立人の記録は事業主の供述内容と符合する。

また、A社の社会保険事務担当者が「雇用保険や厚生年金保険に加入するのは、フルパートであり、ショートパートは加入しない。」と述べているところ、雇用保険の加入記録により、雇用保険の加入期間が昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 30 日までの期間であることが確認できる。

さらに、A社が加入するB企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳及び加入員資格取得届並び同資格喪失届における資格取得日及び資格喪失日のいずれもが、オンライン記録と一致しており、事業所の

届出事務に不自然さほうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与で支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることに気が付いた。同社は、その後、年金事務所に対して算定基礎届の訂正届を提出したが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の訂正後の標準報酬月額の記録は給付に反映されていないので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 12 月 3 日に 24 万円から 30 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

また、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は 30 万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間に係る保険料控除額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与で支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることに気が付いた。同社は、その後、年金事務所に対して算定基礎届の訂正届を提出したが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の訂正後の標準報酬月額の記録は給付に反映されていないので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 12 月 3 日に 22 万円から 28 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

また、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は 28 万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 19 万円であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間に係る保険料控除額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与で支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることに気が付いた。同社は、その後、年金事務所に対して算定基礎届の訂正届を提出したが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の訂正後の標準報酬月額の記録は給付に反映されていないので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 12 月 3 日に 18 万円から 20 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

また、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は 20 万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 16 万円であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人の給与支給明細書により、申立期間に係る保険料控除額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8356（茨城厚生年金事案 80 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 1 月 22 日まで
前回、年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）において、申立期間に係る年金記録の訂正は不要と判断されたが、今回、A社（現在は、B社）における給与明細書の一部が出てきたので、申立期間について、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料が無いこと、ii) A社から、申立人に係る関係資料は保管していない旨の回答を得ているとともに、C社D工場から、申立期間当時の人事記録等を保存しておらず、申立期間当時における申立人の身分、出向の有無等について確認できない旨の回答を得ていることから、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できないこと、iii) 申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた4人のうち、存命中であり、かつ、連絡先が判明した一人から、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間については不明である旨の証言を得ており、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言については得られなかったこと、iv) 申立人がA社に入社したとする昭和 37 年 7 月 1 日に近接した時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性のうち、存命中であり、かつ、連絡先が判明した4人に照会したものの、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られず、このうち、厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務していたとする者が二人いることから、申立期間当時の

同社では、厚生年金保険への加入については入社と同時に終わられていなかった事情がうかがわれることなどを理由として、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、A社に係る昭和 37 年 11 月分給与明細書を提出し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てしているが、同明細書により申立人が当該期間について勤務していたことはいくつかあるものの、厚生年金保険料及び健康保険料の各控除額について、当該控除保険料額は事業主が記載したものではなく、自身が加筆したと述べていることから、同社の当該期間における保険料控除額であることが確認できず、これは年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間当時、役員であった者及び複数の同僚は試用期間があった旨の供述をしており、同社では入社と同時に社会保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほかに、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 17 日から 44 年 2 月 21 日まで
A社に係る申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、私は、その前に勤務したB社を退職後に脱退手当金を受給し、その後、A社に就職したので、申立期間については脱退手当金を受給していない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の勤務に係る脱退手当金を申立期間前に受給し、申立期間については脱退手当金を受給していないと申述しているが、申立期間前の4期間及び申立期間については同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間前に勤務したB社を退職後約3か月半で申立期間であるA社に勤務しているなど、申立期間前に勤務した期間に係る脱退手当のみを受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるが、B社に係る申立人の同被保険者名簿には、「脱」の表示が確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る脱退手当金は、申立期間及び申立期間前における被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和44年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人に聴取しても、A社に係る脱退手当金を受給していな

いという申述のほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。